

令和5年1月
農業委員会議事録

開催日：令和5年1月25日（水）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時52分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 5年 1月25日 (水)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	瀬尾 守	出	8	宇田川 道代	欠
2	藤井 光昭	出	9	吉田 佳子	出
3	坂巻 秀雄	出	10	田口 勲	出
4	山崎 保夫	出	11	荻島 元治	出
5	渋谷 喜代治	欠	12	金子 繁雄	欠
6	小沼 真由美	出	13	小林 博	出
7	大熊 敏夫	出	14	三ツ木 宗一	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	神田 東一	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	豊田 佳樹	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	関根 栄	出	13	原田 源一	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 齋藤 利明
主幹 上原 誠
主幹 草間 真由美

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚
農業振興課主幹 加藤 武司
農業振興課主査 東條 紘

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について

第4号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長職務代理 荻 島 元 治

8. 閉会時刻 午前10時46分

9. 会議の内容

局長 皆様、おはようございます。まだ定刻まで時間があるのですが、おそろいになりましたので、始めさせていただきます。

今日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、今日は金子会長欠席のため、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職務代理 皆さん、おはようございます。改めまして、新年明けましておめでとうございます。今年も農業委員会活動よろしくお願ひしたいと思います。

大寒ということで、一番寒い時期なのですがすけれども、それに合った寒さというか、異常な寒さということでニュース等で騒がれておりますが、越谷市は意外に被害がなくて、雪が降るのかなと思ったら降らなかつたり、昨日の風はすごく強かつたとは思ひのですけれども、このままうまく無事に過ぎてもらえればいいかなと思ひております。

今日は金子会長が休みのため、私が代役ということで、慣れませんが少々時間かかつたり聞き苦しい点がござひますかと思ひますけれども、よろしくお願ひいたします。

局長 ありがとうございます。

今日は、金子会長、渋谷委員、宇田川委員より欠席の旨連絡がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は、14名中11名で定足数に達しておりますので、総会は成立してあります。

なお、今日は第5号及び第6号議案 農業振興地域整備計画の変更等に係る意見決定についての説明員として、農業振興課の加藤主幹、それから東條主査が同席してありますので、ご報告いたします。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、荻島職務代理に議事の進行をお願いいたします。

議長 ただいまより開催いたします。

主 幹

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から、4番の山崎委員、6番の小沼委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明をお願いします。

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用の理由といたしまして、このたび土地の調査をしたところ、申請地は農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き住宅敷地として利用することから適法な土地にするための申請です。

なお、令和5年1月6日付で今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は貸住宅の追認です。転用理由といたしまして、このたび土地の調査をしたところ、申請地は農地転用の手続を怠っていたことが判明したため、引き続き宅地として利用することから適法な土地にするための申請です。

なお、令和5年1月5日付で今後は法令を遵守し、厳重に注意する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しております。

以上2件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

番について三ツ木委員、2番については事務局よりお願いいたします。

それでは、1番について、三ツ木委員よりお願いいたします。

1番の件について説明します。

1月12日に現地を確認しております。申請用地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。北側、西側は宅地に接しており、東側は既存の垣根、南側の農地とは高低差がないことから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

事 務 局

2番について、事務局よりお願いいたします。

2番の件について説明いたします。

1月11日に現地を事務局にて確認しております。申請地の現況は宅地で、転用目的は住宅敷地の追認です。北側出入口部分を除き、高低差がないことから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員

ただいまの説明について質疑はございますか。

議 長

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から5番について、事務局から説明をお願いします。

主 幹

議案書の2ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定

についての1番から5番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅で夫婦と子供1人、計3人で居住しておりますが、家族の将来を考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の母親の住む家にもほど近く、お互いに困ったとき助け合いながら生活ができることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

本件の農地区分は第1種農地ですが、農地法施行令第11条第1項第2号イの不許可の例外に当たり、農地法施行規則第33条第4号の住宅に該当するものと考えます。また、資金や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に居住しておりますが、このたび母と高齢の祖父も同居することとなり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は父の叔母宅にもほど近く、今後のことを踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、借人は平成26年に越谷市に本店を置き、主に訪問看護ステーション及び療養通所看護事業を営む法人です。開業以来順調に業績も伸び、デイサービス等の仕事が増加傾向にあり、介護車両及び従業員の車両の駐車場が不足しているため、新たに駐車場用地を探していたところ、申請地は営業所に近く、土地所有者の同意が得られたことから申請に及んだものです。

続きまして、4番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、勤務地への通勤にも便利であることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、5番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由と

いたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は妻の実家にも近く、将来お互い助け合えることから最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上4件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、1番について吉田委員、2番について事務局、3番について坂巻委員、4番、5番については事務局よりお願いいたします。

それでは、1番について、吉田委員お願いいたします。

9番委員 (吉田委員) それでは、1番の件についてご説明いたします。

1月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

2番について、事務局よりお願いいたします。

事務局 2番の件について説明いたします。

1月13日に渋谷委員立会いの下、現地を確認しております。申請地の状況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲に土盛り及び既存コンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。

議長 ありがとうございます。

3番について、坂巻委員よりお願いいたします。

3 番 委 員
(坂巻委員)

3番の件について説明いたします。

1月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場です。東側出入口部分を除き、周囲にコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議 長

ありがとうございました。

事 務 局

4番及び5番について、事務局よりお願いいいたします。

それでは、4番の件について説明いたします。

1月16日に宇田川委員立会いの下、現地を確認しております。申請地の状況は田、転用目的は住宅です。南側出入口部分と東側道路部分を除き、既にコンクリートブロックにて区画されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、5番の件について説明いたします。同じく1月16日に宇田川委員立会いの下、現地を確認しております。申請地の状況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、コンクリートブロック及び単管パイプ、安全鋼板にて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告いたします。

議 長

ありがとうございました。

全 員

ただいまの説明について質疑はございますか。

議 長

なし。

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申

主 幹

請の意見決定についての6番から11番について、事務局から説明願います。

議案書の3ページを御覧ください。

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての6番から11番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり家族の将来を考え自己用住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、子育ての支援や将来両親の介護を踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は環境がよく祖母の家にも近いことから、将来介護のことも踏まえ最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、8番の概要ですが、転用目的は資材置場です。転用理由といたしまして、譲受人は令和2年に市内に本店を置き、主に建設業を営む法人です。現在使用している資材置場が手狭となり新たに土地を探していたところ、申請地は営業所からも近く、アクセスもよいことから計画したところ、土地所有者の同意が得られ、申請に及んだものです。

続きまして、9番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に居住しておりますが、将来のことを考え戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にもほど近く、将来親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、10番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、

申請地は祖父の家にも近く、将来の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

続きまして、11番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦と子供2人、計4人で居住しておりますが、手狭となり戸建て住宅の建築を計画し土地を探していたところ、申請地は実家にも近く、将来親の介護を考え最適な場所と判断し、申請に及んだものです。

以上6件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、6番及び7番については事務局、8番から10番については田口委員、11番については藤井委員よりお願いいたします。

それでは、6番、7番について、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、6番の件について説明いたします。

1月11日に現地を事務局にて確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、コンクリートブロックにて区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

続きまして、7番の件について説明いたします。同じく1月11日に現地を事務局にて確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。北側出入口部分を除き、コンクリートブロック及びフェンスにて区画することから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議長 続いて、8番から10番について、田口委員よりお願いいたします。

10番委員 それでは、8番の件について説明をいたします。

(田口委員)	<p>1月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田で、転用目的は資材置場です。東側出入口部分を除き、周囲に地先境界ブロック、コンクリートブロック及びフェンスにて区画をすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>続きまして、9番及び10番の件について一括で説明をさせていただきます。同じく1月13日に現地を確認しております。申請地の現況は田、転用目的は住宅です。西側出入口部分を除き、周囲に新設及び既存の地先境界ブロック、コンクリートブロックにて区画をすることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p>
議 長	<p>以上報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
2 番 委 員 (藤井委員)	<p>11番について、藤井委員よりお願いいたします。</p> <p>それでは、11番の件についてご説明いたします。</p>
議 長	<p>1月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側出入口部分を除き、周囲に新設及び既存のコンクリートブロックにて区画することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
全 員	<p>ただいまの説明について質疑はございますか。</p> <p>なし。</p>
議 長	<p>質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	<p>[挙手全員]</p> <p>挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。</p> <p>続きまして、第3号議案 農用地利用集積計画(案)の決定については、議事参与制限のある案件でございますので、農業委員会等に関</p>

する法律第31条第1項の規定により、●番の●●委員は退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時15分)

(●番 ●●委員退室：午前10時15分)

(再開時刻：午前10時16分)

議 長

休憩前に引き続き会議を開きます。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明願います。

主 幹

議案書の4ページから7ページを御覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画（案）の決定について説明します。

番号、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、設定面積、期間の順に読み上げます。

1番、2筆の合計875平方メートルで、再設定で、期間は5年です。

2番、818平方メートルで、新規、期間は3年です。

3番、3筆の合計2,583平方メートルで、新規、期間は3年です。

4番、2筆の合計1,928平方メートルで、新規、期間は2年10か月及び7年です。

5番、27筆の合計2万2,254平方メートルで、新規、期間は10年です。

事務局からは以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全 員

なし。

議 長

質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時18分)

議 長
局 長
主 幹

(●番 ●●委員入室：午前10時18分)

(再開時刻：午前10時19分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、第4号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見については、議事参与制限のある案件でございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、●●は退席させていただきます。

議事進行については、関根事務局長にお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩時刻：午前10時20分)

(●番 ●●委員退室：午前10時20分)

(再開時刻：午前10時21分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

第4号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について、事務局から説明願います。

議案書の8ページ及び9ページを御覧ください。

第4号議案 農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明します。

農用地利用配分計画（案）につきましては、農地中間管理機構の公益社団法人埼玉県農林公社が農地中間管理権を取得した土地で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき越谷市長より意見を求められたものです。1番は船渡地区第1期事業地、2番は西新井・北後谷地区事業地、3番から6番については越谷いちごタウンの配分計画（案）であり、賃借権の設定を受ける者、面積、期間の順に読み上げます。

1番、954平方メートルで、期間は2年10か月です。

2番、971平方メートルで、期間は7年です。

3番、5筆の合計4,923平方メートルで、期間は10年です。

4番、7筆の合計4,946平方メートルです。期間は10年です。

5番、11筆の合計7,921平方メートルです。期間は10年です。

		6番、4筆の合計4,464平方メートルです。期間は10年です。 事務局からは以上です。
局	長	ただいまの件につきまして質疑はございませんか。
全	員	なし。
局	長	質疑はございませんので、以上で質疑を終結いたします。 続いて、本計画案に対する意見はございませんか。
全	員	なし。
局	長	意見についてもございませんので、続いて採決を行います。 原案のとおり賛成の委員は挙手をお願いいたします。 [挙手全員]
局	長	挙手は全員でございますので、原案のとおり決定いたします。 ここで暫時休憩いたします。 (休憩時刻：午前10時23分) (●番 ●●委員入室：午前10時23分) (再開時刻：午前10時24分)
議	長	休憩前に引き続き会議を開きます。 続きまして、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見 決定について、1番から5番について農業振興課から説明をお願い いたします。
農 業 振 興 課		農業振興課の東條と申します。どうぞよろしく願いいたします。 それでは、議案書の10ページを御覧ください。 第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について ご説明いたします。令和4年10月14日から令和4年12月14日までの申 出期間において、農業振興地域整備計画の変更に関する農用地区域か らの除外の申出が10件ありました。農業振興地域整備計画の変更に当 たっては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、貴委員会のご 意見をお聞きするものです。農用地除外の今後の手続としましては、 関係機関と協議の上、来月開催予定の越谷市農政審議会を経て、市の 意見を決定することとなります。その後、埼玉県と協議し支障がなけ れば、おおよそ1年程度の後には農用地区域から除外され、農地法許可

申請が提出されるという流れになります。申出地の場所につきましては、議案書とは別冊の案内地図、土地利用計画図を御覧ください。それでは、まず1番から5番の案件についてご説明いたします。

まず、1番の概要ですが、除外理由は駐車場及び資材置場です。申出人は、越谷市に本社を置き、事務機器等のリサイクル業を営んでおります。現在、社用車の駐車場として借りている土地について、所有者から退去してほしい旨の申出があったことから、普通車及びトラックの計22台分の新たな駐車場が必要となり、さらに現在一時的に荷さばきスペースに駐車を余儀なくされている大型トラック1台分の駐車場と、新入社員用の駐車場5台分の必要性も生じておりました。また、事務機器等の廃材と必要な資材を限られたスペースの中で混在して置いている状況であり、今後事業を継続していく上で、廃材置場の必要性も生じておりました。上記の理由で土地を探していたところ、申出地を譲り受けることができるようになったため、駐車場、資材置場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、2番の概要ですが、除外理由は敷地拡張です。申出人は、越谷市に本社を置き、公共事業を中心に土木建築業等を営んでおります。現在使用している資材置場は、いずれも資材等でいっぱいであり、これ以上ほかの資材を置く余裕はなく、今後の事業拡大に向けて、型枠材、足場材、良質土の新たな置き場を探していたところ、既存の資材置場の隣接地を譲り受けることができるようになったため、資材置場として敷地拡張したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、3番の概要ですが、除外理由は住宅です。申出人は現在、妻、長男の計3人で市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具も増え手狭となったことから、新居を建築したいと考えるようになりました。両親の老後の介護や、今後子供の育児などの協力を得られることを考慮し、両親宅付近に建築したいことを相談したところ、祖父が所有する申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出でございます。

なお、建築面積は113.86平方メートルを予定しております。

続きまして、4番の概要ですが、除外理由は敷地拡張です。申出人は、東京都内において建築金物や鉄鋼製品の製造販売等を営んでおり、越谷市内において工場を操業しております。今後、受注量の増大が見込まれる中で、工場敷地が手狭であり、資材や完成品の保管場所に苦慮しており、作業スペースも圧迫されていることから、より広いスペースを必要としております。また、建築資材の大型化に伴い、大型トレーラーによる搬入、搬出、荷さばきスペースの必要性も生じている中で、既存工場の隣接地を譲り受けることができるようになったため、敷地を拡張し、工場、倉庫用敷地として敷地拡張したいという申出です。なお、建築面積は775.39平方メートルを予定しております。また、申出人の工場敷地の拡張については、令和3年2月18日付で本申出地の南側隣接地を除外しておりましたが、資材や完成品の大型化と、トレーラーの搬出入の流れ、さらに地盤の強さ等を総合的に検討した結果、今回の申出内容のとおり利用することが望ましいことから、本申出地の除外申出に至ったものです。

続きまして、5番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、妻と2人で市内の賃貸住宅に居住しておりますが、家財道具が増え手狭となったことから、新居を建築したいと考えようになりました。また、妻の父には持病があることから、緊急時にも対応できるように妻の両親宅の近くに居住したいと思い、妻の祖父に相談したところ、祖父が所有する本申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は82.53平方メートルを予定しております。

1番から5番の案件の内容につきまして、農業振興課からは以上です。

議

長

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1番について藤井委員、2番について三ツ木委員、3番について山崎委員、4番について小林委員、5番については大熊委員よりお願い

2 番 委 員
(藤井委員)

いたします。

それでは、1番について藤井委員、お願いいたします。

1番の件について、1月13日に現地を確認しましたので、ご報告いたします。

現況は畑で、除外理由は駐車場及び資材置場です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

2番について、三ツ木委員、お願いいたします。

1 4 番 委 員
(三ツ木委員)

2番の件についてご報告いたします。

1月12日に現地を確認しました。現況は畑で、除外理由は敷地拡張です。周囲にコンクリートブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。よろしくお願ひします。

議 長

ありがとうございました。

3番について、山崎委員、お願いいたします。

4 番 委 員
(山崎委員)

3番の件について、1月16日に現地を確認いたしましたので、報告いたします。

現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にマウントアップにする計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

4番について、小林委員よりお願いいたします。

1 3 番 委 員
(小林委員)

4番の件について、1月16日に現地を確認しましたので、報告します。

現況は畑で、除外理由は敷地拡張です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を

<p>議 長</p> <p>7 番 委 員 (大熊委員)</p>	<p>及ぼすおそれはないと判断いたします。</p> <p>以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします ありがとうございました。</p> <p>5 番について、大熊委員、お願ひいたします。</p> <p>5 番の件について、1 月16日に現地を確認しましたので、ご報告し ます。</p> <p>現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲には既にコンクリートブロ ックが設置されていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと 判断いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>全 員</p> <p>議 長</p>	<p>以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願ひします。 ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明について質疑はございますか。</p> <p>なし。</p> <p>質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたし ます。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたしま す。</p>
<p>議 長</p>	<p>[挙手全員]</p> <p>挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定し ます。</p>
<p>農 業 振 興 課</p>	<p>続きまして、第5号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る意見 決定について、6 番から10番について農業振興課から説明をお願いし ます。</p> <p>それでは、6 番から10番の案件についてご説明いたします。</p> <p>引き続き、議案書の11ページ及び別冊資料を御覧ください。</p> <p>6 番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、妻 と子供3人の計5人で親族が所有する住宅に居住しております。また、 現住居の敷地内には親族が経営する半導体の製造工場があり、妻及び 子供たちはこの工場に勤務しております。この工場は業績の伸びや老</p>

朽化等を理由に建て替える予定があり、併せて申出人が暮らす現住居を取り壊すこととなったため、立ち退く必要が生じ、住居の移転先を探しておりました。工場敷地内に別で暮らす妻の父の老後の支援や、妻や子供たちが工場で勤務していることを考慮し、付近の土地を探していたところ、本申出地を譲り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は72.87平方メートルを予定しております。

続きまして、7番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、妻と子供2人の計4人で市内の賃貸住宅に居住しておりますが、現在の住居では手狭となり、新居を建築したいと考えるようになりました。また、実家には兄が暮らしており、その付近に住むことでお互いに支援し合いながら安心して生活できると思い、付近を探していたところ、本申出地を譲り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は77.84平方メートルを予定しております。

続きまして、8番の概要ですが、除外理由は駐車場及び資材置場です。申出人は現在、市内で解体業を営んでおります。現在の駐車場兼資材置場は、資材のほかに従業員の車と重機やトラックを入れ替えながら利用しており、手狭な状況となっております。また、今後も事業を拡大していく上で資材を増加する必要があり、新たな駐車場兼資材置場の必要性が生じておりました。そのため、既存敷地の隣接地やその近辺を探していたところ、本申出地を譲り受けることができるようになったため、駐車場及び資材置場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はございません。

続きまして、9番の概要ですが、除外理由は資材置場です。申出人は、市内で自動車販売業を営んでおります。現在使用している中古車用の駐車場のうち2か所については、市街化区域の住宅地内にあることから、キャリアカーの出入りによる交通上の安全面や、自動車の搬出入時の騒音について近隣住民から苦情が寄せられるようになりました。また、駐車場の所有者からも明け渡してほしい旨の要望があった

ことから、新たな中古車置場の敷地を探しておりました。さいたま市岩槻区にある自動車のオークション会場と現事業所との距離を考慮し、土地を探していたところ、本申出地を譲り受けることができるようになったため、中古車の置き場として利用したいという申出です。なお、建築物の計画はありません。

続きまして、10番の概要ですが、除外理由は自己用住宅です。申出人は現在、妻と子供2人の計4人で市内の賃貸住宅に居住しておりますが、子供の成長に伴い家財道具も増え手狭となったことから、新居を建築したいと考えるようになりました。また、妻の両親の老後の介護や、今後子供の育児などの協力を得られることを考慮し、妻の両親宅付近にて新居を構えたいと考え、妻の祖母に相談したところ、本申出地を借り受けることができるようになったため、自己用住宅を建築したいという申出です。なお、建築面積は111.79平方メートルを予定しております。

農業振興課からは以上です。

議 長
事 務 局

ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を、6番から10番について事務局よりお願いいたします。

6番の件について、1月12日に事務局にて現地を確認しましたので、報告いたします。現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

次に、7番の件について、1月12日に事務局にて現地を確認しましたので、報告いたします。現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロックまたはコンクリート擁壁を設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

次に、8番の件について、1月12日に事務局にて現地を確認しましたので、報告いたします。現況は田で、除外理由は駐車場及び資材置場です。周囲にコンクリートブロック及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

次に、9番の件について、1月12日に事務局にて現地を確認しましたので、報告いたします。現況は田で、除外理由は資材置場です。周囲にフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

次に、10番の件について、1月16日に宇田川委員立会いの下、現地を確認しましたので、報告いたします。現況は畑で、除外理由は住宅です。周囲にコンクリートブロックまたは擁壁及びフェンスを設置する計画となっていることから、周囲に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。

議 長
全 員
議 長

ありがとうございました。

ただいまの説明について質疑はございますか。

なし。

質疑はないということですので、これで質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定について、農業振興課から説明願います。

農 業 振 興 課

それでは、議案書の12ページを御覧ください。

第6号議案 農業振興地域整備計画の変更（編入）に係る意見決定についてご説明いたします。

先ほど第5号議案で農用地区域からの除外の案件についてご説明いたしました。一方で、この編入については、過去に除外を行った農地を農用地区域へ戻し入れるものです。除外と同様の申出期間において、編入の申出が2件ありました。編入の手続についても、除外同様の協議や手続を経て、支障がなければおよそ1年程度後に農用地区域へ編入されることとなります。申出地の場所につきましては、議案書とは

別冊の農用地区域への編入申出地案内地図を御覧ください。

それでは、申出の1番から2番についてご説明いたします。

まず、1番の概要ですが、申出人は市内で運送業等を営んでおります。主に建築資材であるプレカット材を取り扱っており、製材業者の運送委託を受け、自社の資材置場で一時保管した後、関東圏内の施工現場へ配送しております。このプレカット材の置き場として、本件申出地を含む計12筆について、令和4年2月15日付で農用地から除外しておりましたが、その後国際情勢の不安定化の影響もあり、受注量の見直しを行った結果、不要となった面積分を農用地区域に編入したいとする申出でございます。

続きまして、2番の概要ですが、申出人は自己用住宅を建築するため、平成9年2月10日付で申出地を農用地区域から除外しておりました。しかし、その後、諸事情により住宅の建築は行わなかったため、今後、農地を本来の目的に沿って利用していくため、農用地区域に編入したいとする申出でございます。

農業振興課からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1番について事務局、2番については私から説明いたします。

事務局

それでは、1番について事務局をお願いいたします。

1番の件について、1月13日に渋谷委員立会いの下、現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は田で、適正に管理されております。

以上、報告いたします。

議長

ありがとうございました。

2番については、私から説明いたします。

2番の件について、1月24日に現地を確認しましたので、報告いたします。

現況は田で、適正に管理されております。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

全
議

員
長

ただいまの説明について質疑はございますか。

なし。

質疑はないということなので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

議

長

挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次は、報告でございます。

事務局から説明願います。

主

幹

それでは、報告に移らせていただきます。

議案書の13ページです。第1号報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、3件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

続きまして、議案書の14ページ及び15ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について、13件の届出がありました。届出内容につきましては、記載のとおりです。

第1号報告、第2号報告につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

報告事項は以上です。

議

長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、2月24日、金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

本日、慣れない進行でありありがとうございました。

(閉会時刻：午前10時46分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和5年 1月25日

議 長

署名委員

署名委員